



社協だより

編集・発行 社会福祉法人 江北町社会福祉協議会
〒849-0501
佐賀県杵島郡江北町大字山口2637番7
TEL 0952 (86) 4317 FAX 0952 (86) 3845
E-Mailアドレス kohoku-s@po.saganet.ne.jp
HPアドレス http://kouhoku-syakyo.com/



赤い羽根共同募金街頭募金の様子 ～ザ・ビッグ江北店～ (詳細については、3ページをご覧ください)

CONTENTS

- 赤い羽根共同募金街頭募金の様子(写真) ～江北中学校ボランティア～ … 表紙
江北町生活応援食料品の配布を始めます。～江北町生活応援事業～
- 「地域に根ざした、福祉のまち江北」を目指して …………… ②
江北町社会福祉協議会 会長 山田 恭輔
- 「赤い羽根共同募金」及び「地域歳末たすけあい募金」の報告 … ③
街頭募金活動を実施しました。～ザ・ビッグ江北店～
- 生活福祉資金貸付制度 教育支援資金(教育支援費・就学支度費) … ④～⑤
令和5年度進学予定者への事前申込の受付について
- 第1弾 みんなさんしゃい! こうほく食堂を開催しました。 …… ⑥
～江北町女性ネットワークの会～
「はやね はやおき あさごはん 食改のあさごはん屋さん」を開催しました。
～江北町食生活改善推進協議会～
- 江北町生活応援食料品の配布を行います。
～江北町生活応援事業～…………… ⑦
- ご寄付お礼…………… ⑧
社会福祉協議会法人会費の報告 (お礼)

江北町生活応援事業

江北町生活応援 食料品の配布



江北町社会福祉協議会では江北町生活応援事業として、コロナ禍や原油・原材料の高騰で生活に困っている住民の方へ食料品の配布を行います。詳しくは、7ページをご確認ください。



「地域に根ざした、福祉のまち江北」を目指して

江北町社会福祉協議会

会長 山田 恭輔



あけましておめでとうございます。
新しい年を迎え町民の皆様へ新年のお慶びを申し上げます。

昨年のはじめからロシアがウクライナへ侵攻することにより世界情勢が不安定となりました。世界情勢が不安定となる中で原油価格・物価高騰等により日々の生活へ大きな影響をあたえ、また、国内においては、「新型コロナウイルス」のウイルスが変異を続けることで、感染の拡大が続き、八月には、東北地方を中心とする大雨災害により多大なる被害が発生いたしました。

この様な中でも、江北町社会福祉協議会では、協議を重ね感染防止対策を徹底することで少しずつイベントの開催を行ってきました。また、新型コロナウイルスの影響による一時的な休業・収入減等による生活資金でお困りの方々に對し、生活福祉資金（コロナ特例）の貸付を実施いたしました。

また、毎年のように日本各地で大雨災害が発生している中で、去年は東北地方の広範囲に及ぶ被害をもたらしました。被災された方々には一日も早い復旧を祈り、お見舞い申し上げますと共に改めて災害に対する意識を強めていかなければならないと考えさせられました。

江北町は昨年、町制七十周年を迎え、本年は七十一周年目というスタートをきりました。今後も町民の皆さんと共に江北町の更なる発展を一緒に目指していきます。

また、江北町社会福祉協議会は地域福祉の発信拠点として、地域住民の抱える課題や福祉ニーズの多様化に對し、制度や福祉サービスの提供に励み、自然災害の発生についても、佐賀県共同募金会及び日本赤十字社佐賀県支部の地区活動拠点として義援金募金の開催や災害ボランティア活動の支援で被災地への支援を実施して参ります。ボランティアをはじめとする各種団体・個人といった、たくさんの方々のご協力を頂きながら江北町が目指す「子や孫が誇れる郷土づくり」に向かつて、住民の皆さまと共に『福祉のまちづくり』を展開してまいります。あわせて子育て支援・生活困窮者への支援・老人福祉の充実等を図り、『地域に根ざした、福祉のまち江北』に努めてまいりますので、町民の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げますと共に、皆様方のご健康とご多幸をお祈りして新年の挨拶いたします。



『赤い羽根共同募金』及び『地域歳末たすけあい募金』の報告

令和4年10月1日から12月31日までの期間に実施した「赤い羽根共同募金」及び「地域歳末たすけあい募金」の活動ですが地域住民の皆様をはじめとする、地域福祉活動推進員（区長さん）を中心とした様々な団体のご協力・ご支援を頂き、以下の金額をお預かりしました。誠にありがとうございました。

尚、募金総額については江北町社会福祉協議会より、佐賀県共同募金会へ送金させて頂きました。募金の配分については全額、高齢者・児童・世代間交流等の各種の活動に活用させて頂きます。

赤い羽根共同募金の報告

(令和4年12月5日現在)

募金種別	金額(円)	募金内容(協力団体等)
戸別募金	1,142,400	町内2,856世帯(一世帯400円)
資材募金	150,000	老人会・区長会・分館長会・民生委員会・江北町役場・ちょうちょ
学校募金	34,224	江北小学校・江北中学校・幼児教育センター・永林寺保育園・ひかり保育園
街頭募金	5,344	ザ・ビッグ江北店の入口での募金活動
その他	9,339	募金箱の設置協力による活動(江北町女性ネットワークの会、ダイナム江北店、るんびに園、江北社協)
募金額計	1,341,307	

地域歳末たすけあい募金

(令和4年12月5日現在)

募金種別	金額(円)	募金内訳
戸別募金	571,200	町内2,856世帯(一世帯200円)
募金額計	571,200	

街頭募金活動を実施しました。～ザ・ビッグ江北店～



10月4日(火)にザ・ビッグ江北店協力のもと、江北中学校ボランティア7名、江北社協ボランティア14名で新型コロナウイルス感染対策を徹底しながら、赤い羽根共同募金の募金活動を実施しました。

1時間という短時間ではありましたが、多くの皆様にご協力頂きたくさんの募金が集まりました。皆さまからお預かりした募金は、民間の福祉施設・団体・ボランティア団体・NPO法人・社会福祉協議会等の活動を通して、高齢者、障がい者、子どもたち、福祉のまちづくりのために有効に活用されます。

たくさんのご協力ありがとうございました。



生活福祉資金貸付制度 教育支援資金（教育支援費・就学支度費）

令和5年度進学予定者への 事前申込の受け付けについて

1. 目的

令和5年度に進学を希望している低所得世帯に属する方が、就学するのに必要な経費（教育支援費）、及び入学に際し必要な支度を行う経費（就学支度費）について、世帯の状況から捻出が困難で、他からの貸付が受けられない場合、生活福祉資金（教育支援資金）借入の事前申込を受け付け、貸付けが適当であると認められる方について、進学希望校の合否決定前に貸付けの内定をすることで、その世帯が安定した生活を送ることができ、また生活意欲を助長することを目的としています。

2. 対象学校及び世帯

貸付けの対象とする学校は、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。以下「高等学校」という。）、大学、短期大学、専修学校の専門課程及び高等専門学校とし、これらの学校へ令和5年度から進学を希望する方の属する低所得世帯への貸付けとなります。

3. 貸付金の種類と貸付限度額

(1)教育支援費・・・貸付月額に就学月数を乗じた額の範囲内で、就学するのに必要な経費

ア 高等学校・・・月額35,000円以内

イ 高等専門学校・・・月額60,000円以内

ウ 短期大学・専修学校専門課程
・・・月額60,000円以内

エ 大学・・・月額65,000円以内

(2)就学支度費・・・入学に際し必要な支度を行う経費

500,000円以内

4. 事前申込受付期間

令和4年10月17日（月）～令和5年1月31日（火）まで

○注意点

- (1) 生活福祉資金貸付制度は他制度優先であるため、佐賀県育英資金（高等学校の進学者が対象）、日本学生支援機構第一種奨学金（大学又は高等専門学校の進学者が対象）への申込みを行うことを原則とし、優先される他貸付制度が決定した場合は、生活福祉資金の借入を辞退していただきます。
- (2) 母子世帯及び父子世帯は、佐賀県母子父子寡婦福祉資金の借入申込対象となるため、本制度の対象としません。
- (3) 事前申込受付期限（令和5年1月31日）を過ぎた申込みについては、通常の借入申込として取り扱うものとし、合格決定前の貸付はできないため、入学試験の合格決定後に貸付決定通知を行います。
- (4) 就学の為の支援費や学費等の校納金について、既に支払いが済んでいるものについては、貸付けの対象としません。
- (5) 上記教育支援費が不足し、特に必要と認められる場合は上限額の1.5倍まで貸付けできます。
- (6) 在学中の方の年度途中での借入申込については、随時、審査を行い採否の決定を行います。

5. 貸付の流れ

令和4年10月17日（月）～令和5年1月31日（火）までの期間に
居住地の市町社会福祉協議会で借入の申込を行う。



借入申込の内容を審査

※事前申込受付期間中、毎月末までに提出された申込を提出の翌月に審査会に諮ります。



貸付が適当と認められる場合は内定通知



貸付内定者からの合格通知書（写）の受理（随時）

※専願・推薦等の場合は随時



正式な決定通知書及び借用書等の発送



借用書等の提出書類の受理後、貸付金を借受人指定口座に送金

6. 申込みについて

- (1) 借入申込みを行う世帯の生計中心者が借受人となり、就学する者が連帯借受人となります。
- (2) 原則として連帯保証人1名を立てていただきます。
- (3) 借受人及び連帯保証人の年齢は原則として申込時に65歳未満、償還終了時点で75歳を超えないこととします。
- (4) 貸付けについては申込内容や借受人及び連帯保証人の償還能力を考慮し、適否の判断を行います。

7. お問い合わせ・相談窓口

社会福祉法人 江北町社会福祉協議会 事務局担当：重富
〒849-0501 杵島郡江北町大字山口 2637 番地 7
TEL：0952-86-4317 / FAX：0952-86-3845
E-mail：kohoku-s@po.saganet.ne.jp

（実施主体）

社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会 地域福祉部【福祉資金課】
〒840-0021 佐賀市鬼丸町7番18号
TEL：0952-23-5886 / FAX：0952-25-2980

第1弾 みんなきんしゃい こうほく食堂を開催しました。

10月29日(土)、みんなの公園にて「第1弾 みんなきんしゃい こうほく食堂」を開催しました。

第1弾の対象者は江北町の65歳以上の方で、コロナウイルス感染症や原油・原材料の高騰の影響で経済的に困窮している方が地域と孤立していく中、地域の居場所を作り、江北町の地域コミュニティを回復したいという思いで江北町女性ネットワークの会が立ち上がり、江北町社会福祉協議会が協力を行うことで開催しました。当日は、143名の参加者が集まり、江北町のお年寄りが多くの方が参加され、提供されたお弁当を楽しく食べられておられました。参加者の方は、「みんなの公園に来たのは初めてです。今後もこういうイベントを行ってほしいです。」と話され、開催された江北町女性ネットワークの会岸川富差子会長は「今回は初めて高齢者を対象にイベントを開催し、たくさんの素敵な笑顔を見れたことを大変うれしく思います。住民の繋がりや絆がより強くなるように今後もこの事業を続けて行きたいと思います。」と強く決意を語っておられました。

第2弾では、65歳未満の方を対象に開催を予定していますので皆さんの参加をお待ちしております。



食改の朝ごはん屋さんを開催しました。

10月27日(木)、こどもセンター「うるる」にて江北町食生活改善推進協議会による「食改の朝ごはん屋さん」を開催しました。

当日は、8人の小学生が参加をし、ごはんやみそ汁、ミートボール、ヨーグルトなどを食べ、元気に登校を行っていました。

参加した子ども達は、「めっちゃおいしい!おかわりしてもいいですか?」など中にはおかわりしている子どももいました。江北町食生活改善推進協議会の岸川春子会長は「4年前よりこの事業を行いたいと考えておりました。江北町食生活改善推進協議会では、早寝早起き朝ごはんをテーマに掲げ、子ども達には朝ごはんをしっかり食べて元気な学校生活を送ってほしいと思います。

また、今回、開催を行うにあたって各機関の協力ををいただき大変感謝を致します。今後も江北町の子ども達が一人でも多く、朝ごはんを食べて健康的な学校生活を送れるように朝ごはん屋さんを継続していきたいです。」と話されておりました。

食改の朝ごはん屋さんは毎月第2・第4木曜日こどもセンター「うるる」にて開催しています。



江北町生活応援事業

江北町生活応援 食料品の配布



新型コロナウイルス感染症や原油・原材料の高騰の影響などで生活に困っている町民の方へ食料品の配布を行います。
お気軽に予約ください。

利用時間

8時30分から17時まで（平日のみ）

※土日祝日の受付・配布及び時間外の対応は致しません。

受取場所

**江北町大字山口 2637 番地 7
（江北町老人福祉センター内）**

対象

コロナ禍や原油・原材料の高騰の影響など生活に困っている江北町の住民の方

お申込み

**江北町社会福祉協議会へお越し下さい。
お越しの際に、受付票の記入をお願いします。**

内容

カップ麺、飲料水、レトルト食品など3日分の食品



※写真は参考になります。
必ずしも写真の食品を
お渡しすることはできません。

※ご注意ください※

- 原則町民の方のみの利用とします。
- 郵送、配送、食物アレルギー対応は致しません。
- 食品の転売や対象者以外の第三者に譲渡しないこと。
- 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等を支援するものではありません。
- 賞味期限内に使用すること。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 江北町社会福祉協議会

☎86-4317

